

みなかみ町移住・テレワークに係るレンタカー借上料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町への移住検討のための視察やテレワーク及びワーケーションを目的としたテレワーク施設を利用する町外者に対し、予算の定める範囲内においてレンタカーの借上料の一部を補助するものとし、その交付については、みなかみ町補助金等に関する規則(平成17年みなかみ町規則第28号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、レンタカー事業者とは、道路運送法(昭和26年法律第183号)第80条の規定による許可を受け、業として自家用自動車を有償で貸し渡す者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町外に住所がある者
- (2) 本町への移住検討のための視察又はテレワーク及びワーケーションを目的としたテレワーク施設を利用する者

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象者が借り上げるレンタカーの経費とする。ただし、燃料費を除く。

(補助金額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費のうち、1回当たりの視察又はテレワーク施設の利用につき、1日3,000円を最大3日間までとする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(2人以上で利用する場合は、代表者に限る。)は、レンタカーを借上した日の属する年度の末までに、みなかみ町移住・テレワークに係るレンタカー借上料補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に関係書類を添えて町長に申請するものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の申請書兼請求書の提出があったときは、その内容を審査し、その可否をみなかみ町移住・テレワークに係るレンタカー借上料補助金交付・不交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年12月21日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

みなかみ町移住・テレワークに係るレンタカー借上料補助金
交付申請書兼請求書

年 月 日

みなかみ町長 様

申請者 住所
氏名 印
電話

みなかみ町移住・テレワークに係るレンタカー借上料補助金交付要綱第6条の規定に基づき、レンタカー借上料補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請（請求）します。

記

1. 交付申請（請求額） 円

2. 移住検討の視察日又はテレワーク施設の利用日と内容

視察日又は利用日	視察内容又は利用内容
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	

3. 補助金振込先

金融機関		支店						
預金種別		口座番号						
フリガナ								
口座名義								

4. 添付書類

- (1) レンタカー借上げに係る領収書、契約書等の写し
- (2) その他町長が必要と認める書類

<みなかみ町記入欄>

補助金交付決定日	補助金交付確定日	補助金番号	補助金交付決定額
年 月 日	年 月 日	みレ補 号	円

担当課長 確認欄	
-------------	--

みレ補 号
年 月 日

様

みなかみ町長 印

みなかみ町移住・テレワークに係るレンタカー借上料補助金
交付・不交付決定通知書

年 月 日付で申請のありましたみなかみ町移住・テレワークに係るレンタ
カー借上料補助金について、下記のとおり交付・不交付決定しましたので、みなかみ町移
住・テレワークに係るレンタカー借上料補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

- | | | |
|------------|----|-----|
| 1 決定内容 | 交付 | 不交付 |
| 2 補助金交付決定額 | | 円 |
| 3 不交付の理由 | | |